

## 過去の指導事例（日中活動系サービス 資料 2）

## 1 報酬告示・留意事項通知を深読みする。

加算要件は、「報酬告示」「留意事項通知」に記載されていますが、日常的に算定している加算ほど、算定要件を読み落としがちになります。

また、重要な算定要件が、何気ない通知の一文に紛れ込んでいる場合があります。

加算等を算定しようとするときは、報酬告示や留意事項通知を深読みしてみるようお願いします。



## ○欠席時対応加算（就労継続支援A型）

…利用者が、あらかじめ就労継続支援A型の利用を予定していた日に、**急病等**によりその利用を中止した場合において、A型**従業者**が、利用者又はその家族等との連絡調整…

急病等とは？

従業者って？

※急病等～持病による通院は不可

※従業者～指定基準において置くべきとされる従業者（サビ管、生活支援員及び職業指導員）のこと。専従管理者・事務員は不可

## ○送迎加算（就労継続支援B型）

別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして…利用者に対して…送迎を行った場合に、**片道につき**所定単位数を加算する。

往復利用しても、片道毎に算定する

## 2 報酬単価の意味を考えてみる。

障害福祉サービスは、原則として、利用者が、提供を受けたサービスの量に応じて、サービスの対価を負担する仕組みになっています。

このような視点で考えると、事業者は、職員の労力・管理コストなどを負担することの対価として、利用者から利用料を受領しているのであり、換言すれば、報酬単価の高低は、事業者が提供したサービスの質・量に比例するものともいえます。

加算等を算定する際は、本当にそれに見合うだけのコストを費やしているのか、という観点から、報酬単価を見てください。



## ○欠席時対応加算

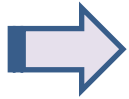
94単位

…利用者が、利用を中止した場合において、A型従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に…

単に欠席の記録をしただけでは、加算単価に見合う対応とはいえません。

利用者に対する連絡調整や相談援助（及びその記録）が、94単位（940円）に見合うだけ記録されていますか？

○目標工賃達成指導員配置加算 89単位（定員20人以下の場合）  
 目標工賃達成指導員（自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算で1人以上配置した場合…



目標工賃達成指導員が、指定基準上配置すべき職業指導員と同一の仕事をするようでは、基本報酬とは別に89単位を設定した意味が失われてしまいます。

目標工賃額を高く掲げるとともに、職業指導員とは別の立場で、目標達成に向けて積極的に取り組む必要があります。

### 3 丁寧な記録付けを心がける

報酬や加算については、一定の要件を満たすものとして市に届出を行えば自動的に算定できるものもありますが、支援を行ったことを記録に残しておく加算もあります。

支援者・職員の個人的な記憶に頼るのではなく、支援の際は逐一、記録を残しておくよう心がけてください。

記録



- ◎「記録すること」が算定要件として明示されているもの  
 ⇒体験利用支援加算（B型）、リハビリテーション加算（生活）など
- ◎「記録すること」が算定要件として明示されていないが、当然に必要なもの  
 ⇒送迎加算（共通）、訪問支援特別加算（B型）など

### 4 職員の入・退職、異動、勤務時間の変更を把握する。

基本報酬（人員欠如等の有無）だけでなく、人員配置体制配置加算や、福祉専門職員配置加算、目標工賃達成指導員配置加算など、職員の配置体制等によって算定要件が変動する加算があります。

職員が、退職したとき、別事業所に異動したとき、職種や勤務時間が変わったときには、これらの加算算定要件が変動しないか、常にチェックしてください。